

第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年10月18日（火）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也 ・ 17 西森 偉統 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上9名

欠席部会委員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長

第10回第2農地部会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。

本日の欠席は、24番 岡田 勇樹委員の1名で、出席委員数は9名でございます。

議事録署名委員は、6番 田口委員、7番 野田委員、よろしくお願いします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から2で、件数は2件、合計面積は田で11,785㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから8ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から10で、件数は10件、合計面積は45,558.3㎡で、その内訳は田が26,038.30㎡、畑が19,520㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

9ページをお願いいたします。

報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成10年6月24日でございます。

以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、合計面積は畑で383㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は畑で235㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 宅地分譲用地
番号2 住宅敷地用地
でございます。
以上、件数は2件、合計面積は畑で557㎡でございます。

12ページをお願いいたします。
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
番号1 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田2.8ha、畑1.8ha 合計4.6ha。
以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入らせていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。
事務局、よろしくお願いします。

事務局 議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の15ページをお願いいたします。議案書の15ページをお願いいたします。
議案第3号の整理番号の6につきましては取下げとなりましたので、お手元のその議案書から削除をお願いいたします。
それに伴いまして、次、17ページの合計欄をお願いいたします。17ページの合計欄をお願いいたします。
この取下げによりまして、合計欄の合計が18筆になりまして、面積の計ですが15,528.17㎡で、田の面積変わらないんですが、畑の面積のほうを971㎡にご訂正いただきますようお願いいたします。番号6の取下げによりまして、合計のほうは18筆、面積が15,528.17㎡、畑の面積が971㎡にご訂正いただきますようお願いをいたします。

事務局 それでは、改めまして、13ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 竹原、申請地 美杉町竹原東垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 903㎡、受人 _____、面積 13,794㎡、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

以上、件数は1件、面積は田で903㎡でございます。
この案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。 1 番、お願いします。
結城委員	1 8 番、結城です。竹原、1 番について説明をいたします。7 日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方に住んでいるので農業継続が困難になり売却したいと、また、受人は農業経営の拡大を図るため、農地を譲り受け、営農を拡大したいということでございます。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 地元推進委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	1 4 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。 番号 1、地区 久居、申請地 久居北口町洗ヶ瀬_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 1 5 3 m²、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。 平成 3 0 年頃に造成し、申請の用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区 榊原、申請地 榊原町古野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1 7 2 m² 外 3 筆、合計面積 2 5 4 m²、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を住宅敷地用地とするものです。 請人名義の隣地の宅地と合わせて一体的に利用する計画です。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 2 件、合計面積は 4 0 7 m²で、その内訳は田が 1 5 3 m²、畑が 2 5 4 m²でございます。 これらの案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1 番、お願いします。

田口委員

6 番、田口です。これも去る 7 日に現地を確認してまいりました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、中野さん、野田さん、私と事務局で見てまいりました。この事務局の説明のとおりでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

2 番、お願いします。

野田委員

7 番、野田でございます。同じく 7 日に、諸戸委員、田口委員、中野委員、地域の地元推進委員 4 名と私で見てまいりました。住宅敷地に隣接した畑でございます。庭として一体利用するための申請でございます。現状は宅地の一部として草刈り等の管理も行われており、庭として利用しても何ら支障ないものと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

意見もないようですのでお諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については許可をすることと決定したいと思います。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局、説明願います。お願いします。

事 務 局

15 ページから 17 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号 1、地区 久居、申請地 戸木町西鼓_____、登記地目・現況地目とも田、面積 895 m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は371.4㎡、パネルの設置率は41.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 久居緑が丘町一丁目____、登記地目 宅
地、現況地目 畑、面積 199.17㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。
隣地の宅地の購入に合わせて庭用地として利用する計画です。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、申請地 榊原町尺ヶ寺____、登記地目・現況地目
とも田、面積 1,504㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
現在確保している駐車場は、車両の通行の多い道路を渡る位置にあり交通事
故の危険があり、利用者の安全のため、____に位置する申請地を新規駐車
場として確保する計画です。

農地区分は、第1種農地と判断されますが、「申請に係る農地を住宅その他申
請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施
設で集落に接続して設置されるものであって、当該利用の目的に達成する上で
当該農地を供することが必要であると認められる場合」に該当し、不許可の例
外に該当するものと判断されます。

番号4、地区 倭、申請地 白山町佐田向イ____、登記地目・現況地目
とも田、面積 1,659㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は828.5㎡、パネルの設置率は50%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口宮ノ西____、登記地目・現況
地目とも田、面積 540㎡ 外1筆、合計面積 1,040㎡、受人 ____
____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は438.4㎡、パネルの設置率は42.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八手俣、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野____、登記地目・
現況地目とも田、面積 1,375㎡、受人 ____、渡人 ____ 外
1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は828.4㎡、パネルの設置率は60.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 下之川、申請地 美杉町下之川堂川原____、登記地目・
現況地目とも田、面積 1,165㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネルの設置面積は392.8㎡、不整形地のためパネルの設置率は33.

8 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下之川、申請地 美杉町下之川村____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 467 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は418.8 m²、メンテナンススペースを確保するため、パネルの設置率は28.6 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 下之川、申請地 美杉町下之川村____、登記地目・現況地目とも田、面積 842 m² 外1筆、合計面積 865 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は403.1 m²、パネルの設置率は46.6 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 下多気、申請地 美杉町下多気六田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 452 m² 外1筆、合計面積 971 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は371.5 m²、不整形地のためパネルの設置率は38.3 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 下多気、申請地 美杉町下多気亡櫓____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 057 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は555.2 m²、パネルの設置率は52.6 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 下多気、申請地 美杉町下多気亡櫓____、登記地目・現況地目とも田、面積 737 m² 外1筆、合計面積 2, 237 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1, 002.3 m²、パネルの設置率は44.8 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 丹生俣、申請地 美杉町丹生俣樋ノ口____、登記地目・現況地目とも田、面積 505 m² 外1筆、合計面積 1, 094 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は356.1 m²、不整形地のためパネルの設置率は32.6 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は15,528.17㎡で、その内訳は田が14,358㎡、畑が971㎡、その他が宅地で199.17㎡でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。先日、7日に現地を見てまいりました。それで、地元推進委員、農業委員の諸戸さん、岡田さん、野田さん及び事務局と私で見てまいりました。これも事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
2番、3番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。10月7日に諸戸委員、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、私で見てまいりました。場所は_____でございます。地目は宅地となっておりますが、現状には畑という地域になってございます。今回の売買に伴いまして、受人は隣接の当該土地を庭として宅地と一体利用するもので、隣接所有者にも説明済みということでありますので、問題はないと思われます。
同じく3番でございます。これについては2番と同じでございます。場所は榊原町の_____に置かれている農地でございます。説明のとおり_____の駐車場という計画でございます。説明がございましたが、第1種農地ということでございますが、地元の用に供するというところから特例で転用が認められるということでありますので、何ら問題はないと思います。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
4番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。7日に西森委員、岡田委員、それと私と地元推進委員で確認をしてまいりました。場所は_____の北西500mほどのところですが、渡人が農地の管理ができないということで、太陽光にということでした。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、5番も併せてなんですけれども、同じく7日に西森委員、岡田委員、私、それと地元推進委員とで確認をしてまいりました。場所は_____の西120mほどのところですが、場所としてはすごくいいところなんです、渡人も耕作ができなくなってきたということで、太陽光ということになりました。もったいないようではあります、仕方ないかと思っております。よろしくお願いします。

議 長	ありがとうございます。 7 番から、最後 1 4 番まで、お願いします。
結城委員	1 8 番、結城です。7 番から最後まで説明をいたします。土地については、もう太陽光ですので詳細は申しません。名前のみでございますので、よろしくお願いしたいと思います。 7 番は、7 日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は申請地を管理ができなく、受人は太陽光発電設備の設置につき、近隣に被害を及ぼすことのない申請地を取得して設置したいということでございます。 それから、8 番、下之川については、地元推進委員と事務局の名前のみとさせていただきます、詳細は以下同じですのでよろしくお願いします。 8 番については、これも 7 日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。詳細は太陽光発電用の施設用地ということでございます。 9 番、下之川、9 番も同じでございます。1 0 番も同じでございます。 それから、1 1 番、これも 7 日に地元推進委員と事務局で現地を確認もいたしました。詳細は太陽光発電施設用地となっておりますので、よろしくお願いします。 1 2 番も、これは 1 2、1 3、1 4 と推進委員は同じ地元推進委員でございます。これは、1 4 番ですが、1 4 番は、本人さんも了解しておられるので問題はなかろうかと思います。 以上でございます。
議 長	地元委員より説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。 どうでしょう。これもよろしいか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 3 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 4 号 非農地証明願についてを議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	1 8 ページをお願いいたします。 議案第 4 号 非農地証明願について、でございます。 番号 1、地区 久居、願出者 _____、対象地 久居明神町大沢池田 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 1 0 1 m² 外 1 筆、合計面積 1 7 0 m²。 これにつきましては、令和 4 年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象地に大正 1 5 年頃に居宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、

対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 高岡、願出者 _____、対象地 一志町田尻板垣_____
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 409㎡。

これにつきましては、令和4年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象地に昭和49年に貸家6棟を建築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 八ツ山、願出者 _____、対象地 白山町山田野的場_____
_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 55㎡。

これにつきましては、令和4年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象地に昭和43年及び昭和52年に居宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は3件、合計面積は634㎡で、その内訳は畑で634㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。これも7日に現地を見てまいりました。諸戸委員、中野委員、野田委員、地元推進委員、それで事務局と見てまいりました。これは奥にある家の通路等でございますけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

池山委員 14番、池山でございます。10月7日に、地元推進委員、岡田委員、それと諸戸委員と私、それと事務局で現地を見てまいりました。_____から西へ200m足らずのところにある借家でございますが6棟建っておりますが、そのうちの一部を、先ほど事務局からお話ございましたように、約48年前にそこに申請されている方のお父さんが借家を建てて現在に至っているという状況でございますが、現在6棟のうち2棟ないし3棟ぐらいが居住されているように見受けられましたが、これは時間の経過がこれだけたっているのではやむを得ないということでございます。
以上でございます。

議 長	ありがとうございます。 3番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。10月7日に、皆さんと同じく、私も3人の委員と地元推進委員、それから白山の事務局というメンバーで見てまいりました。しばらくの間空き家になっている状況でした。ですので、あとは事務局の説明どおりということで何ら問題ないと思っています。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆さんからご意見があればお伺いします。よろしいか、これも。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することと決定したいと思います。 次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。 まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で52,079㎡、畑の賃貸借、使用貸借で26,019㎡、契約件数は27件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借で2,269㎡、契約件数は1件でございます。 白山地区につきましては、該当はございませんでした。 美杉地区につきましては、田の使用貸借で2,734㎡、契約件数は1件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて57,082㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて26,019㎡、合計契約件数は29件、合計面積は83,101㎡となっております。 次に、認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は、久居地区19件、美杉地区1件で、合計20件、合計面積は66,137㎡でございます。 また、認定農業者への集積率は、件数で69%、面積で79.5%となって

おります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

説明が終わりましたが、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件から先にご審議をお願いします。

____委員に関する7の19、20、21、____委員の10の1。

まず初めに、____委員に関する整理番号7から19の外2件についてです。

7番、____委員、一時退室を願います。

< 退 室 >

議長

それでは、この3件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました3件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

この案件につきまして適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室をお願いします。

< 入 室 >

議長

続いて、整理番号10の1について。

18番、____委員、一時退室を願います。

< 退 室 >

議長

それでは、この1件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

ありがとうございます。お諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
 この案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。
 入室をお願いします。

 < 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しないそれぞれの案件につきまして、ご審
 議願います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご
 異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
 これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいた
 します。ありがとうございます。
 以上で、本部会に付議されました審議は全て終了いたしました。
 これをもちまして、第１０回第２農地部会を閉会します。

午後２時３８分

上記は、第１０回第２農地部会の議事を録したものである。

令和４年１０月１８日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____